

大井町既存住宅断熱リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーや省エネルギー等の普及を促し、家庭部門から排出されるCO2排出量の削減及び地球温暖化対策を推進するため、町内の各家庭で行う断熱リフォームの改修費に係る補助金の交付について、大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 断熱リフォーム 住宅の天井、壁、床等の断熱施工及び開口部の断熱施工（窓の交換、内窓設置、ガラスの交換等）を行うことで、外気の温度を室内に伝えにくくする住宅の改修方法をいう。

(2) 補助事業者 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）の申請主体であり、補助金の交付を受けようとする個人をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、自ら居住し、又は居住を予定している町内の既存住宅に対し断熱リフォームを実施する個人であって、次の各号全てに該当するものとする。ただし、過去に大井町既存住宅断熱リフォーム補助金交付要綱による交付を受けた者は、補助を受けることはできない。

(1) 大井町に居住している者又は居住する予定の者で、補助対象事業完了時に大井町に住民登録があること。

(2) 町税等に滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、既存住宅の断熱リフォーム事業であり、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げる要件に適合する住宅であること。

ア 町内の既存住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅以外の住宅）で、補助事業完了後は、補助事業者が常時居住すること。

イ 耐震性を確保した住宅（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準をいう。）又は現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（当該年度内に施工完了するものを含む。）であること。

(2) 補助対象住宅に対し、指定する補助対象製品（国等の補助金において製品として登録されている窓、ガラス及び断熱材をいい、全て未使用品であるものに限る。）を用いた事業であって、次に掲げるいずれかの改修工事を行う事業であること。

ア 1つの居室において外気に接する全ての窓の改修工事を行うもの

イ 1つの居室において外気に接する全ての壁、天井又は床の改修工事を行うもの

ウ 複数の居室において外気に接する全ての窓の改修工事を行うもの

エ 複数の居室において外気に接する全ての壁、天井又は床の改修工事を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定前に着手した工事については、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費であって、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 材料費 補助対象事業の実施に必要な建築材料の購入に要する経費
 - (2) 工事費 補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費
- (補助額の算出方法)

第6条 補助額は、補助対象経費の3分の1（千円未満切捨て）の額とする。ただし8万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、補助対象である断熱リフォームの工事に着手する前に、大井町既存住宅断熱リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事に係る契約書の写し又は見積書の写し（工事着工予定日、工事完了予定日及び補助対象経費が明記されているもの）
- (2) 国等の補助金の補助対象製品一覧（設置する補助対象設備の登録型番掲載箇所）
- (3) 改修工事を実施する場所の地図
- (4) 補助対象住宅を表示した関係図面（補助対象住宅の建築図面（平面図及び立面図））
- (5) 改修工事予定箇所の現況のカラー写真（工事前の写真（図面上に改修工事箇所を明記すること。））
- (6) 同意書（補助事業者以外に補助対象住宅の所有者がいる場合）
- (7) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、大井町既存住宅断熱リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付すことができる。

(事業の変更及び中止)

第9条 申請内容に変更が生じたときは、速やかに大井町既存住宅断熱リフォーム補助金計画変更承認申請書(第3号様式)に変更内容を証明する書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、計画の変更を承認するときは、大井町既存住宅断熱リフォーム補助金計画変更承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 補助対象事業を中止する場合は、速やかに大井町既存住宅断熱リフォーム補助金中止承認申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、計画の中止を承認するときは、大井町既存住宅断熱リフォーム補助金中止決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業を完了した日から30日以内に、大井町既存住宅断熱リフォーム補助金完了実績報告書（第7号様式）（以下「完了実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の費用を支払ったことが分かる領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象製品の設置状況を示すカラー写真

(3) 住民票（発行日から3か月以内のもの）

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第11条 町長は、前条に定める完了実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、その旨を大井町既存住宅断熱リフォーム補助金交付確定通知書（第8号様式）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、大井町既存住宅断熱リフォーム補助金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第13条 申請者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、設置の日から起算して10年を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保（以下「処分」という。）にしてはならない。

3 申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する大井町既存住宅断熱リフォーム補助金処分承認申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項に定める事項について、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（決定の取り消し）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

(4) 第9条第3項及び第4項の規定により補助対象事業を中止するとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（町の施策への協力等）

第16条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じてデータ等の提供その他の協力を求めることができるものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。